

令和8年度宮古市放任果樹伐採支援事業

1 目的

熊による人身被害の未然防止を図るため、人の生活圏にある熊を誘引する果樹を伐採する場合に補助金を交付します。

2 申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日

(令和9年3月31日までに伐採が完了し実績報告をできる方)

3 補助の対象

栗、クルミその他の堅果類、柿の木などの果樹を、事業者などに依頼して伐採や処分する経費

4 対象者

伐採する果樹の所有者

5 補助金の交付対象経費

①1本あたりの伐採及び処分経費の3/4以内の額

(1本あたり上限30,000円、1,000円未満の端数は切り捨て)

②補助金の交付は、当該年度において同一の対象者につき1回、かつ3本を限度

6 補助対象外の経費

①営利目的で植付けされたもの

②対象者が自ら放任果樹を伐採し、処分したもの

③国や他の地方公共団体等から、この事業の趣旨と同様の補助金の交付を受けているもの

7 提出書類

申請書、見積書、位置図、通帳の写し

8 留意事項

①交付決定は受付順となります。(予算がなくなり次第終了)

②審査内容等により、ご希望に添えない場合があります。

9 申請書

市のHPからダウンロード又は農林水産部農林課で配布します。

10 申請及び問合せ先

農林水産部農林課(市役所庁舎2階)

電話 68-9094(直通)